

## 川崎市遺族連合会運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、遺族の相互扶助の精神による福祉増進を軸として、英霊顕彰の増進・遺族に対する慰安激励を図るため、川崎市遺族連合会が行う事業が適正かつ円滑に運営されるよう、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象及び補助金額)

第2条 この補助金の対象事業は、本市会計期間(4月1日から翌年3月31日まで)における、次に掲げる事業経費とし、補助金額の額は、事業に要する経費の額と予算額のいずれか低い方の額とする。

- (1) 各区遺族会への交付金及び研修費
- (2) 会報発行事業費
- (3) 川崎市戦没者追悼式開催費
- (4) 神奈川県南方諸地域戦没者慰霊団参加費

### (交付の申請)

第3条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に対して提出するものとする。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

### (交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理し適正と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付指令書(第2号様式)により通知する。

### (交付の時期)

第5条 市長は、前条の補助金交付指令書により通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。

### (実績報告書)

第6条 この補助金の実績報告は、実績報告書(第3号様式)に次の書類を添付し、当該年度終了後60日以内に市長に対して報告しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

### (調査及び指導)

第7条 市長は、必要に応じて事業実施状況を調査し、事業の実施が不相当と認められるときは、指導を行うことができるものとする。

### (返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の指導に応じないとき
- (2) この要綱に違反したとき

### (その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

### 附則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

番 号

平成 年 月 日

川 崎 市 長 あ て

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市遺族連合会

会 長 名 印

平成 年度川崎市遺族連合会運営費補助金の交付について（申請）

平成 年度川崎市遺族連合会運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 平成 年度川崎市遺族連合会事業計画

(2) 平成 年度川崎市遺族連合会予算書

第2号様式

指令番号

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市遺族連合会

会長あて

平成 年 月 日付け で交付申請のあった平成 年度川崎市遺族連合会運営費補助金については、次の条件を付けて承認します。

平成 年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件
  - (1) この補助金は、川崎市遺族連合会事業の執行に関するものですので、他の目的に使用しないでください。
  - (2) 当該年度終了後、60日以内に事業実績報告書及び決算書を提出してください。
  - (3) 上記(1)、(2)を遵守しないときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

第3号様式

番 号

平成 年 月 日

川 崎 市 長 あ て

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市遺族連合会

会 長 名 印

平成 年度川崎市遺族連合会運営費補助金実績報告書